コンクリート新聞　2022年（令和4年）3月24日

第2638号　（第3種郵便物認可）　コンクリ

目視記録必須に

フローコン 材料分離の有無確認

――来年度の監査基準チェックリストの主な改正点について。

今年度の監査説明会で予告したB4404（スランプ又はスランプフロー検査）におけるスランプフローで管理するコンクリートの材料分離の有無の目視記録については、予告通り来年度からJIS認証品、大臣認定品に関わらず必須とする。

チェックポイントの追加では、望ましい事項となっているB5120＊（単位量自動算出機能付き計量印字記録装置）に、その運用状況を確認する項目を新たに設ける。それに伴い、2段階評価を3段階評価に改める。生コン情報の電子化に向けた取り組みが進んでおり、次回の生コンJIS改正でもその対応が求められることから、全国の90％以上の生コン工場に導入されている計量印字記録装置がどのように運用されているのかを改めてチェックしたい。

望ましい事項のB5104（粗骨材の2分割貯蔵）については調査項目に移行する。設備や敷地上の問題で導入が難しい工場が多いことや、2分割貯蔵以外の方法で粗骨材分離対策を講じている工場が多いため、来年度から改めることにした。

表記の適正化では、A0102（マネジメントレビュー）がより的確に運用されるように表現を改める。「あらかじめ定めた間隔に」に係わる表記をA0203（社内規格の見直し）やB3102（セメントの受入検査）などに整合する表記とするとともに、「トップマネジメント」をA0101（品質方針）などと整合するように「経営者」に、「品質管理システム」をJISQ9000シリーズと整合するように「品質マネジメントシステム」にそれぞれ表記を改める。さらに、「結果」に記載されている報告と指示を誰が行うかが明確になっていないため、それぞれ誰が行うかを明記する。

マネジメントレビューについては形式上ではなく、しっかりと適切に行ってもらえるように表記を具体的に改めた。社内規格で標準化されていない骨材の使用で㊙マークの使用承認の取消しとなる事案が相次いでいることを危惧してのもので、的確に運用することで㊙マークの使用承認の取消しという事案をなくすとともに、生コン工場における世代交代が上手く進むように促していければと期待している。

電子化対応に着手

結果集計システム開発

――生コンJISの次回改正において電子化への対応が検討されています。全国会議でも電子化システムが検討されていると聞いていますが、その概要をお聞かせください。

「監査結果入力・集計システム」と「㊙マーク電子化・利用回数集計システム」の開発を進めている。将来的な電子化への対応を見据えてのもので、監査結果入力・集計システムについては昨年にプロトタイプが完成し、試験的な運用を行っている。

監査結果入力・集計システムは、現状では紙媒体の監査結果集計表に監査員が結果を手書きで入力しているものをタブレットまたはノートパソコンといった携帯端末の画面上で行うというものである。現地で入力した監査結果はインターネット上のクラウドサーバに記録・保管され、各地区会議はそこにアクセスすることで自動的に結果が集計されるようなシステムを目指している。出力された集計表の内容を基に、全国会議に提出する様式に転記されることで集計作業の省力化も図れるようにしていく。

試験運用で得られた課題を踏まえてシステムの改良に着手しており、今年5月にはそれが完了する予定である。今後は試験運用に協力をしてくれる地区会議を募り、来年度の監査で試行して問題点や改善点を抽出していきたい。システムについては全国で一律に運用するという考えはなく、希望する地区会議がそれぞれ導入して監査の効率化につなげていくことを期待している。

監

なかった工場が新たに受審したこと、減少した地区は集約化による廃業などが要因だった。生コンJIS（A5308・Q1011）の必須要求事項でC評価となった工場があった。

C評価が5工場以上あるチェック項目は例年よりも項目数は減少か。

今年度の監査でも昨年度と同様に、①監査の中立性・公正性・透

区会議から申請のあった2421工場に使用を承認した。監査実施工場は44地区、242

8地区（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州）に、昨年度と同様に説明会

㊙利用数を把握へ

電子納品視野に検討

㊙マーク電子化・利用回数集計システムは、生コンJISの次回改正で検討されている配合計画書等帳票の電子納品に対応することを視野に開発を進めている。現在は紙媒体の配合計画書などに㊙マークシールを貼り付けて購入者に提出し、全国統一品質管理監査の合格工場であることを確認できる形にしている。電子納品が要求されれば、紙媒体をスキャナで読み込む作業が加わり、手間がかかること、全国会議と地区会議では各工場に送付したシールの枚数しか把握できていないこと、非合格工場の無断使用といった悪用への有効な対策が困難であることという問題がある。購入者にとっても、全国統一品質管理監査の合格工場であるという情報しか入手できな

程検査の不正で査察不合格となったものが1件と、依然として減っていない。